



島根県報

平成28年5月31日（火）

号外 第 113 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道 路 維 持 課） 2

道路の供用開始

（ ” ） 3

告 示**島根県告示第405号**

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成28年 5 月 31 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 道路の種類 | 路線名 | 道路の区域 | | | 管轄する地方機関の名称 | 備考 |
|-------|---------|-----------------------------|--------|-------------------------|---------------|------------|
| | | 区 間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員 延 長 | | |
| 県 道 | 斐川出雲大社線 | 出雲市大社町杵築南837番地先から同840番1地先まで | 前 | メートル 11.94～ 13.21 | メートル 69.84 | 街路事業 拡幅 |
| | | | 後 | 12.27～ 23.07 | 69.84 | |
| " | " | 出雲市大社町杵築南1386番11地先から同地先まで | 前 | 12.24～ 12.27 | 4.58 | 街路事業 拡幅 |
| | | | 後 | 12.24～ 16.36 | 4.58 | |

島根県告示第406号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成28年 5 月 31 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始の区間 | 延長 | 供用開始年月日 | 管轄する地方機関の名称 | 備考 |
|-------|----------|------------------------------|---------------|----------------|-------------|----|
| 県道 | 八重垣神社竹矢線 | 松江市大庭町1146番1地先から同町1143番5地先まで | メートル 58.67 | 平成28年 5月31日 | 松江県土整備事務所 | |
| 〃 | 〃 | 松江市大庭町1139番1地先から同番5地先まで | 74.92 | 平成28年 5月31日 | | |
| 〃 | 〃 | 松江市大庭町1134番2地先から同町1086番2地先まで | 67.13 | 平成28年 5月31日 | | |
| 〃 | 斐川出雲大社線 | 出雲大社町杵築南837番地先から同840番1地先まで | 69.84 | 平成28年 5月31日 | 出雲県土整備事務所 | |
| 〃 | 〃 | 出雲市大社町杵築南1386番11地先から同地先まで | 4.58 | 平成28年 5月31日 | | |